　大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

　なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

　　平成31年４月23日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

藤井寺市岡二丁目223番１ほか

（仮称）イオン藤井寺ショッピングセンター

２　大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定による公告をした日

平成30年11月29日（平成30年大阪府告示第2065号）

３　意見の概要

(1)　藤井寺市の意見

意見なし

(2)　藤井寺市の区域内に居住する者等の意見

　ア　計画地の北西側交差点において、右折レーンの設置、進入禁止にすること等根本的な交通渋滞対策を講ずること。

　イ　市道岡１号線の西向き一方通行化をとりやめること。

　ウ　入出庫の時間を変更すること。

　エ　周辺道路の変更点、駐輪場の設置計画等を説明すること。

　オ　立体駐車場の建設に伴う騒音及び住環境の悪化に対する対策を説明すること。

カ　駐車場の出入口の設置に伴い歩行者の通行量が増加するため、道路の拡幅等を検討すること。

キ　防犯対策を講ずること。

　ク　立体駐車場の防音化等騒音対策を講ずること。

　ケ　駐車場の出入口付近が渋滞しないよう交通整理員の配置等対策を講ずること。

　コ　店舗の開店に伴う周辺環境の変化について、詳細に説明すること。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 平成31年４月23日から同年５月23日まで

　(2)　縦覧の場所

　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　 大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

藤井寺市岡一丁目１番１号

藤井寺市政策企画部魅力創生課